

○池田町納税通知書用窓あき封筒に掲載する広告の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、池田町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、税務課及び保険年金課における納税通知書用窓あき封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告の掲載基準については、要綱第4条第2項に次の各号を加えるものとする。

- (8) 求人に関するもの
- (9) 個別の不動産物件の売買、賃貸借の取引に関するもの

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、封筒の表面及び裏面とする。なお裏面下部に次の文を掲載する。「池田町では、財源確保の一環として広告を掲載しています。広告内容について当町が推奨等をするものではありません。」

(掲載規格)

第4条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(大サイズ)

- 表面 1 枠縦 3.0 センチメートル、横 5.0 センチメートルで単色刷
- 裏面 1 枠縦 5.5 センチメートル、横 8.0 センチメートルで単色刷

(小サイズ)

- 表面 1 枠縦 2.5 センチメートル、横 4.2 センチメートルで単色刷
- 裏面 1 枠縦 4.6 センチメートル、横 6.7 センチメートルで単色刷

(掲載期間等)

第5条 封筒は年度毎に作成し、町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税通知書送付用として、毎年4月から使用する。また予備分の約1割を翌年度にも使用する。

(掲載募集枠・期間・募集枠数等)

第6条 広告の募集枠は、表面4枠、裏面2枠とする。

- 2 広告の募集期間、封筒の作成枚数は、池田町広報紙（広報いけだ）にて告知する。

(掲載の申込み等)

第7条 広告の掲載をしようとする者は、池田町広告掲載申込書（様式第1号）を税務課に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の負担で作成するものとする。広告イメージは別途データでも提出する。形式はPDFもしくはJPEGとする。広告原稿は返却しない。

(掲載等の決定)

第8条 前条の規定による申込書の提出があった場合、広告掲載決定の可否を行い、第6条第

2 項に基づき池田町広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知するものとする。

2 前条の規定による申込みの数が第 6 条で告知した募集枠数を上回る場合は、抽選とする。

3 第 1 項により広告掲載決定を受けたもののうち、受付順に各面左より順に掲載する。

（掲載料）

第 9 条 広告の掲載料は、表面 1 枠 12,100 円（税抜価格 11,000 円）、裏面 1 枠 35,200 円（税抜価格 32,000 円）とする。広告掲載の決定をうけた広告主は、町の指定した期日までに納付するものとする。なお請求書・納入通知書（納付書）は成果品とともに 4 月中に送達する。

（決定の取消し）

第 10 条 要綱第 11 条に基づいて広告の掲載等をする旨の決定を取り消したときは、池田町広告掲載取消通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

（広告内容）

第 11 条 広告のデザイン及び内容などは、広告主と調整してから掲載するものとする。

（広告主の責務）

第 12 条 広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての内容について、広告主が一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をおこなってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者の損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において責任を負うものとする。

4 広告主は、第 8 条第 2 項の規定により決定を受けた池田町納税通知書用窓あき封筒への広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（所管）

第 13 条 この取扱基準を所管する課は、税務課とする。

（その他）

第 14 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は税務課長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 3 年 8 月 2 7 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 1 0 月 1 3 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜県揖斐郡池田町長

広告掲載申込者

住 所 又は 所 在 地	
<small>ふりがな</small> 氏 名 又は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担 当 者 氏 名	

池田町広告掲載申込書

池田町広告掲載要綱第7条の規定により、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。
なお、この申込みに対する審査に当たり、池田町の町税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

広告媒体の種類

--

広告の内容

--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

岐阜県揖斐郡池田町長

池田町広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込のありました池田町納税通知書用窓あき封筒に掲載する広告については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容

掲載する ・ 掲載しない

「掲載しない」場合の理由

--

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

様

岐阜県揖斐郡池田町長

池田町広告掲載取消通知書

年 月 日付けで掲載決定を行った池田町納税通知書用窓あき封筒に掲載する広告については、下記の理由により掲載取消としましたので通知します。

記

「掲載取消」をした理由

--